

令和元年度第2回

---

北海道  
文化財保護審議会

---

日時：令和元年12月4日（水）9時30分～

場所：北海道第2水産ビル4階 4S会議室  
（札幌市中央区北3条西7丁目1）

# 会議次第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 協議事項

北海道における文化財保存活用大綱について

(2) その他

4 閉 会

# 令和元年度第2回北海道文化財保護審議会出席者名簿

日時：令和元年12月4日（水）9時30分～  
場所：北海道第二水産ビル4階 4S会議室

## 1 委員

氏名	職業等	氏名	職業等
いぬい よしこ 乾 淑子	京都造形芸術大学 講師	すずき ゆきと 鈴木 幸人	北海道大学大学院 准教授
おおはら まさし 大原 雅	北海道大学大学院 環境科学院長	はぶか ひさお 羽 深 久 夫	札幌市立大学 教授
こじま きょうこ 児島 恭子	札幌学院大学 教授	もり まさと 森 雅 人	札幌大谷大学 教授
こすぎ やすし 小杉 康	北海道大学大学院 教授	さとう はじめ 佐藤 肇	北海道開発局 開発監理部長
さわむら ひろし 澤村 寛	足寄動物化石博物館 館長	いしばし たけし 石橋 岳 志	北海道森林管理局 計画保全部長

※ 敬称略

## 2 事務局（文化財・博物館課）

所属名	職名	氏名
北海道教育庁生涯学習推進局	局長	添田 雅之
北海道教育庁生涯学習推進局 文化財・博物館課	課長	相川 芳久
	主幹（文化財保護G）	横田 紀子
	主幹（文化財調査G）	西脇 対名夫
	主査（文化財保護G）	田中 一生
	主査（文化財保護G）	加藤 隆行
	主査（文化財保護G）	米田 学
	専門主任（文化財保護G）	木村 智尋
専門主任（文化財保護G）	村本周三	

## 北海道文化財保護審議会委員一覧

区分	役職	氏名	職業等	摘要
学識 経験者		いぬい よしこ 乾 淑子	京都造形芸術大学講師	第1部会
	会長	おおはら まさし 大原 雅	北海道大学大学院環境科学院長	第3部会
		おおはら まさひろ 大原 昌宏	北海道大学総合博物館教授	第3部会◎
		こじま きょうこ 児島 恭子	札幌学院大学教授	第2部会○
		こすぎ やすし 小杉 康	北海道大学大学院教授	第1部会◎
	副会長	さわむら ひろし 澤村 寛	足寄動物化石博物館館長	第3部会
		しら き さいこ 白木 彩子	東京農業大学生物産業学部准教授	第3部会○
		すず き ゆきと 鈴木 幸人	北海道大学大学院准教授	第1部会○
		すみ みやこ 角 美弥子	北海道教育大学岩見沢校准教授	第2部会
		せがわ たくろう 瀬川 拓郎	札幌大学教授	第1部会
		なかむら かずゆき 中村 和之	函館工業高等専門学校特任教授	第1部会 第2部会◎
		はぶか ひさお 羽深 久夫	札幌市立大学教授	第1部会
		もり まさと 森 雅人	札幌大谷大学教授	第2部会
行政 関係者		さとう はじめ 佐藤 肇	北海道開発局開発監理部長	第2部会
		いしばし たけし 石橋 岳志	北海道森林管理局計画保全部長	第3部会

◎は部会長、○は副部会長

\*任期：平成30年7月1日から令和2年6月30日まで

## 北海道文化財保護審議会条例

昭和50年12月23日条例第33号  
改正 平成10年7月1日条例第33号  
平成17年3月31日条例第45号

### (設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条の規定により、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、北海道文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

### (委員及び特別委員)

第4条 委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

### (教育委員会規則への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

1 この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

2 北海道文化財専門委員条例（昭和28年北海道条例第100号）は、廃止する。  
（以下省略）

# 北海道文化財保護審議会規則

昭和51年3月31日教育委員会規則第11号

改正 昭和52年8月24日教育委員会規則第19号  
平成元年4月1日教育委員会規則第7号  
平成17年4月1日教育委員会規則第9号  
平成18年3月31日教育委員会規則第4号  
平成19年5月31日教育委員会規則第10号  
平成24年3月30日教育委員会規則第4号

北海道教育委員会は、北海道文化財保護審議会条例（昭和50年北海道条例第33号）第8条の規定に基づき、この教育委員会規則を制定する。

## （審議会への諮問）

第1条 北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項については、あらかじめ、北海道文化財保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

- (1) 道指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 道指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 道指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及び追加認定並びにその認定の解除
- (4) 道指定有形民俗文化財又は道指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 道指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち記録を作成し、保存し、又は公開すべきものの選択
- (6) 道指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (7) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第110条第1項の規定に基づく史跡名勝天然記念物の仮指定
- (8) その他文化財の保存及び活用に関し教育委員会が必要と認める事項

## （部会）

第2条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、次の表のとおり部会を置く。

名称	調査審議会事項
第1部会	有形文化財、史跡及び埋蔵文化財に関する事項
第2部会	無形文化財及び民俗文化財に関する事項
第3部会	名勝及び天然記念物に関する事項

- 2 部会は、審議会の指示を受けて調査審議し、その結果を審議会に報告する。
  - 3 部会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 第3条 各部会に、部会長を置き、その部会に属する委員及び特別委員が互選する。
- 2 部会長は、部会の会務を掌理する。
  - 3 部会長に事故があるときは、その部会に属する委員及び特別委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

- 第4条 部会の会議は、部会長が招集する。
- 2 部会は、委員及び特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
  - 3 部会の議事は、出席した委員及び特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

## （庶務）

第5条 審議会の庶務は、生涯学習推進局文化財・博物館課において処理する。

## （細目）

第6条 この教育委員会規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 附 則

- 1 この教育委員会規則は、公布の日から施行する。  
(以下省略)

# 北海道文化財保護審議会運営要項

〔昭和51年4月20日〕  
北海道文化財保護審議会決定

北海道文化財保護審議会規則（以下「規則」という。）第6条の規定により北海道文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の議長）

第1 会長は審議会の議長となり議事を整理する。

第2 会長、副会長が共に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（建議）

第3 建議案を提出しようとする委員は、案を作成し、会長に提出するものとし、審議会において審議するものとする。

（審議会の議事）

第4 規則第1条の規定による諮問に応じ、審議会において審議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則第1条第1項から第7項に規定する道指定文化財の指定及び解除、道指定無形文化財の保持者、保持団体の認定及びその認定の解除、無形の民俗文化財の記録保存選択並びに国指定史跡名勝天然記念物の仮指定に関する事項。
- (2) 道指定文化財の管理、修理及び保存の勧告に関する事項。
- (3) その他文化財の保存、管理及び活用に関し特に重要な事項。

（審議会への報告）

第5 北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に掲げる事項について審議会に報告するものとする。

- (1) 道指定文化財の所有者、管理責任者の変更等に関する事項。
- (2) 道指定文化財の滅失、毀損等に関する事項。
- (3) 道指定文化財の管理、修理及び保存の措置に関する事項。
- (4) 道指定無形文化財の保持者及び保持団体の氏名、名称等の変更及び構成員の移動等に関する事項。
- (5) 国指定文化財の指定及びその指定の解除（本道に関係のあるもの）及び市町村指定文化財の指定及び解除に関する事項。
- (6) その他文化財の保存、管理及び活用に関する特に重要な事項。

（部会の議長）

第6 部会長は部会の議長となり議事を整理する。

（他部会との連携）

第7 部会の調査審議を行う場合において、他部会の意見を求めることができる。

部会長は必要に応じ関係部会長と協議し、2以上の部会の合同会議をすることができる。

（部会の議事）

第8 部会における議事は、規則第2条第1項に規定する専門の事項を調査審議する。

第9 第8に定めるもののほか、次の事項に関し、教育委員会の求めに応じ調査審議するものとし、部会の決定をもって審議会の決定とすることができる。

ただし、部会で決定した場合は、次回の審議会にその旨報告するものとする。

- (1) 道指定文化財の現状変更等の許可及び許可に係る条件等に関する事項
- (2) 道指定文化財の公開の勧告に関する事項
- (3) 前各号のほか、審議会議長が部会において調査審議し決定すべきものと認めた事項

# 北海道文化財保護審議会傍聴要領

(平成18年8月30日 北海道文化財保護審議会決定)

## 1 傍聴手続き

- (1) 北海道文化財保護審議会の会議(以下「会議」という)の傍聴を希望する方は、事前に電話で申し込むか、当日、会議の開催予定時刻までに受付で氏名、住所を記入し、会議の議長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会場に入場してください。
- (2) 傍聴者は、10名以内とします。先着順とし、定員になり次第締め切ります。ただし、報道関係者の取材については、別に許可します。

## 2 傍聴に当たっての遵守事項

会議を傍聴するに当たり、次の事項を遵守してください。

- (1) 私語等はずつしみ、静粛に傍聴してください。拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 飲食(軽飲料を除く)及び喫煙などはできません。
- (3) 写真撮影、録画、録音等はありません。ただし、会議の議長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

## 3 傍聴することができない方

- (1) 酒気を帯びていると認められる方
- (2) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している方
- (3) 前2号のほか、議長において傍聴が不適當と認める方

## 4 会議の秩序の維持

- (1) 上記のほか、傍聴される方は事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は制止しますが、これに従わないときは、議長の指示により退室していただく場合があります。



## 附属機関等の設置又は開催及び運営に関する基準

(平成28年3月30日 教育委員会決定)

附属機関等の設置及び運営に関する基準（平成10年3月31日教育委員会決定）の全部を改正する。

### 第1 趣旨

この基準は、北海道教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関、懇談会及び連絡調整会議（道立学校に置かれるものを除く。）の適正な設置又は開催及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

1 この基準において「附属機関」、「懇談会」及び「連絡調整会議」とは、次に掲げるものをいう。

#### (1) 附属機関

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、調停、審査、諮問又は調査等を目的として、法律又は条例により設置される審査会、審議会、調査会等の合議制の機関

#### (2) 懇談会

行政運営上の参考に資するため、有識者等の参集を求め、意見聴取、意見交換、懇談等を行う会合で、機関としての意思決定を行わないもの

#### (3) 連絡調整会議

ア 教育委員会及び他の構成機関の事務の執行に係る連絡調整等のため、教育委員会が設置又は開催する道職員以外の者が参加する会議で、機関としての意思決定を行わないもの

イ 教育委員会の事務の執行に係る意思決定、連絡調整等のため、教育委員会が設置又は開催する道職員のみで構成する合議制の機関又は機関として意思決定を行わない会議

2 この基準において「所管課長等」とは、附属機関、懇談会又は連絡調整会議を所管する本庁の課長（局又は室に置かれる参事及び教育職員局教職員事務センター長を含む。）、出先機関の長及び所管機関の長（道立学校長を除く。）をいう。

3 この基準において「法令等」とは、法律、政令及び府省令（告示を含む。）並びに条例、規則、訓令及び告示をいう。

4 この基準において「会議記録」とは、議事録及び議事概要をいう。

### 第3 附属機関の設置

1 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 新たに附属機関を設置する場合には、類似又は関連する既存の附属機関の有効活用や関係者による会議の開催、有識者等からの意見の聴取等の他の手段の活用による対応を十分検証の上、必要最小限の設置とする。

(2) 附属機関の所掌事務は、設置目的を踏まえて適切な範囲のものとする。

2 所管課長等は、新たに附属機関を設置する場合については、総務政策局総務課担当課長に協議するものとする。

### 第4 附属機関の委員の任命等

1 附属機関の委員（以下「委員」という。）の任命に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

(1) 委員の数は、原則として15人以内とする。

(2) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、地域バランスにも配慮の上、幅広い分野から適切な人材を任命する。

(3) 北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第5条の規定により、附属機関の設置目的

等に応じ、委員を公募し、これに応じた者から任用するよう努める。

- (4) 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」（平成20年4月1日北海道男女平等参画本部改定）を踏まえ、女性の参画を推進し、積極的な登用に努める。
- (5) 附属機関の設置目的に応じ、若者世代（概ね40歳未満の者）の任命に配慮する。
- (6) 審議などの項目が市町村に関連するものにあつては、委員に市町村職員（市町村長を含む。）を任命するよう努める。
- (7) 附属機関の所掌事務が経常的に発生しない場合は、当該附属機関の設置根拠において、必要の都度委員を任命することができるよう定める。
- (8) 委員には、原則として、一般職に属する道職員（道職員であつた者を含む。）を任命しない。
- (9) 委員の任命に当たっては、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を委員に任命する場合は、この限りでない。
- (10) 委員の在任期間は、9年（任期が1年未満の場合は、1年として計算する。以下同じ。）を限度とする。ただし、当分の間、女性の委員については、12年を限度とする。
- (11) 複数の附属機関及び常設の懇談会において同一人を重複して委員に任命し、又は構成員としようとする場合は、4機関にとどめる。ただし、当分の間、女性の委員の場合は、5機関にとどめる。

なお、附属機関又は常設の懇談会の設置期間が6月以内の短期的なものは、対象としない。

- (12) 「附属機関等の委員に係る北海道議会議員の就任について」（平成11年3月12日付け道議総第776号北海道議会議長通知）の趣旨を踏まえ、道議会議員を委員に任命しない。
- (13) 各種関係団体等に対しては、第4号、第5号及び第8号から前号までの留意事項を明示した上で、委員の推薦依頼を行う。

2 前項第8号から第12号までの規定により難い特別の事情があると認められる場合は、次のとおりとし、所管課長等は、あらかじめ総務政策局総務課担当課長に協議するとともに、任命等の決定書に当該事情等を具体的に明示する。

- (1) 各種関係団体等に対して、委員候補者の推薦依頼を行い、当該団体から適任者として推薦があつた場合
- (2) 極めて高度な専門的・学術的知識や経験を有しているなど、複数の候補者から検討したものの、他に代わるべき適任者がいない場合
- (3) 専門的な知識・経験を有する道職員（医師・教職員・研究職員等）を任命することが特に必要と認められる場合

なお、道職員は、その事務の性質上、やむを得ない場合を除き、当該附属機関の代表者としな  
いものとする。

## 第5 附属機関の運営

- (1) 附属機関の運営に当たっては、必要に応じ、部会、専門委員会、分科会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 附属機関の円滑な運営に資するよう、委員への積極的な情報提供に努める。
- (3) 会議資料は、原則として会議の開催前に委員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
  - ア 会議を公開している場合  
傍聴者及び報道関係者には、委員に配付する会議資料と同一のものを配付する。
  - イ 会議を一部公開している場合  
傍聴者及び報道関係者には、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の規定により非公開とされる情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。
- (4) 北海道行政基本条例第5条第2項並びに北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として

会議は公開とする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと思われる場合を除く。

- (5) 附属機関の会議については、附属機関の会長等が当該会議に諮って、公開又は非公開の取扱いを決定する。
- (6) 附属機関は、会議を公開するに当たり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (7) 会議記録は、教育庁文書管理規程運用方針（平成17年3月31日教育長決定）、所管機関文書管理規程運用方針（平成17年3月31日教育長決定）等に基づき、作成する。
- (8) 附属機関の設置・改廃、委員の氏名、会議の開催予定、会議資料及び会議記録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するとともに、法制文書課行政情報センターで、一般の閲覧に供する。

区分		公表資料	様式	
附属機関の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関の概要</li> <li>・委員名簿</li> </ul>	基準第7第1項の報告様式	
会議の開催	事前周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議開催予定（注1）</li> </ul>	任意	
	会議内容	公開		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料（注2）</li> <li>・議事概要</li> <li>・議事録</li> </ul>
		一部公開 非公開		<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料（注2） （一部公開・非公開の理由を含む。）</li> <li>・議事概要</li> </ul>

（注1）日時、開催場所、審議事項、傍聴の可否等を記したものの。

（注2）会議資料には、出席者名簿を含む。

## 第6 附属機関の見直し

所管課長等は、附属機関の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

### (1) 廃止

ア 所期の目的を達したのものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したもの

イ 関係者による会議の開催や有識者等からの意見の聴取等の他の手段による対応が可能なもの

### (2) 統合

ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の附属機関と類似しているもの

イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの

## 第7 報告及び協議

- 1 所管課長等は、毎年4月1日現在の附属機関の委員の選任状況（公募を含む。）、開催状況、予算措置状況等について、また、附属機関の前年度に係る会議の公開等の実施状況について、総務政策局総務課担当課長に報告するものとする。
- 2 所管課長等は、附属機関の廃止、委員の改選を行った場合は、速やかに総務政策局総務課担当課長に報告するものとする。
- 3 所管課長等は、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課担当課長に協議するものとする。

## 第8 懇談会の開催、運営等

1 懇談会の開催、運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとし、その運営方法等が附属機関と誤解されないよう、明確に区別するものとする。

- (1) 新たに懇談会の設置又は開催を検討する場合には、類似又は関連する既存の懇談会の活用等の可能性を十分検証の上、必要最小限とする。
- (2) 懇談会については、有識者等からの意見聴取、意見交換、懇談等の場であることから、附属機関とは異なり、恒常的な組織と誤解されないよう、次のいずれかに該当する常設が必要なものを除き、要綱や要領等に基づき常設しない（必要な都度の開催、事案が発生した場合の招集等、決定書により開催する。）。
  - ア 法令、国の要綱又は通知により設置の義務付け、助言等があるもの
  - イ 条例で設置するもの
  - ウ 道又は教育委員会の計画に位置付けられているもの
  - エ 毎月の開催が見込まれる等、開催の頻度が高いと認められるもの
  - オ 災害への対処その他の理由により、緊急に開催することが必要で、常設することが効率的と認められるもの
- (3) 常設しない懇談会について、開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定めることは差し支えない。
- (4) 懇談会の名称に、「審議会」、「審査会」、「調査会」及び「委員会」は用いない。
- (5) 懇談会の開催に当たっては、会議への出席の依頼及び承諾の手続によるものとし、原則として、委員等の役職の委嘱は行わない。
- (6) 懇談会の構成員は、全員が同等の立場で参集を求めるものであることから、会長等を定めない。ただし、議事進行役としての座長の選出は可能とする。
- (7) 懇談会は、定足数及び議決方法に関する議事手続事項を定めない。
- (8) 懇談会として、意見の取りまとめや意見の表明を行わない。
- (9) 懇談会の構成員から聴取した意見等については、「報告書」、「答申書」、「建議書」、「意見書」等、合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さない。
- (10) 懇談会の開催、招集、公開・非公開の決定等の運営は、所管課が行う。
- (11) 出席の対価として費用を支払う場合は、報償費による。

2 懇談会の構成員の選任に当たっては、法令等定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

- (1) 構成員は、原則として15人以内とする。
- (2) 懇談会の機能が十分に発揮されるよう、地域バランスにも配慮の上、幅広い分野から適切な人材を構成員とする。
- (3) 北海道行政基本条例（平成14年北海道条例第59号）第5条の規定により、懇談会の設置目的等に応じ、委員を公募し、これに応じた者から任用するよう努める。
- (4) 「女性の政策・方針決定参画促進要綱」（平成20年4月1日北海道男女平等参画本部改定）を踏まえ、女性の参画を推進し、積極的な登用に努める。
- (5) 懇談会の設置目的に応じ、若者世代（概ね40歳未満の者）の参加に配慮する。
- (6) 懇談会の内容が市町村に関連するものにあつては、市町村職員（市町村長を含む。）を構成員とするよう努める。
- (7) 原則として、一般職に属する道職員（職員であったものを含む。）を構成員としない。
- (8) 常設の懇談会の構成員の年齢は、選任時満69歳を上限とする。ただし、公募により選考した者を構成員に任命する場合は、この限りでない。
- (9) 常設の懇談会の構成員の在任期間は、9年（任期が1年未満の場合は、1年として計算する）。

以下同じ。)を限度とする。ただし、当分の間、女性の構成員については、12年を限度とする。  
 (10) 複数の常設の懇談会及び附属機関において同一人を重複して構成員とし、又は委員に任命しようとする場合は、4機関にとどめる。ただし、当分の間、女性の構成員の場合は、5機関にとどめる。

なお、常設の懇談会又は附属機関の設置期間が6月以内の短期的なものは、対象としない。

(11) 「附属機関等の委員に係る北海道議会議員の就任について」(平成11年3月12日付け道議総第776号北海道議会議長通知)の趣旨を踏まえ、道議会議員を構成員としない。

(12) 各種関係団体等に対しては、第4号、第5号及び第7号から前号までの留意事項を明示した上で、構成員の推薦依頼を行う。

3 前項第7号から第11号までの規定により難しい特別の事情があると認められる場合は次のとおりとし、常設する懇談会については、所管課長等は、あらかじめ総務政策局総務課担当課長に協議するとともに、依頼又は委嘱の決定書に当該事情等を具体的に明示し、常設しない懇談会については、依頼の決定書に、当該事情等を具体的に明示する。

(1) 各種関係団体等に対して、構成員候補者の推薦依頼を行い、当該団体から適任者として推薦があった場合

(2) 極めて高度な専門的・学術的知識や経験を有しているなど、複数の候補者から検討したものの、他に代わるべき適任者がいない場合

(3) 専門的な知識・経験を有する道職員(医師・教職員・研究職員等)を構成員とすることが特に必要と認められる場合であって、かつ、道職員以外に適任者がいない場合

4 懇談会の運営に当たっては、法令に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

(1) 懇談会の円滑な運営に資するよう、構成員への積極的な情報提供に努める。

(2) 会議資料は、原則として会議の開催前に構成員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。

ア 会議を公開している場合

傍聴者及び報道関係者には、構成員に配付する会議資料と同一のものを配付する。

イ 会議を一部公開している場合

傍聴者及び報道関係者には、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)の規定により非公開とされる情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。

(3) 北海道行政基本条例第5条第2項並びに北海道情報公開条例第26条の規定により、原則として会議は公開とする。ただし、当該会議の内容が許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等であって、会議を公開することが適当でないと認められる場合を除く。

(4) 懇談会の会議を公開するに当たり、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。

(5) 会議記録は、教育庁文書管理規程運用方針(平成17年3月31日教育長決定)、所管機関文書管理規程運用方針(平成17年3月31日教育長決定)等に基づき、作成する。

(6) 常設の懇談会の設置・改廃、構成員の氏名、会議の開催予定、会議資料及び会議記録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するとともに、法制文書課行政情報センターで、一般の閲覧に供する。

区分		公表資料	様式
常設の懇談会の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>常設の懇談会の概要</li> <li>構成員名簿</li> </ul>	基準第8第7項の報告様式
懇談	事前周知	・会議開催予定(注1)	任意
	会   公開	・会議資料(注2)	

会 の 開 催	議 内 容		・ 議事概要 ・ 議事録（作成した場合）
		一部公開 非公開	・ 会議資料（注2） （一部公開・非公開の理由を含む。） ・ 議事概要

（注1）日時、開催場所、懇談事項、傍聴の可否等を記したものを。

（注2）会議資料には、出席者名簿を含む。

5 所管課長等は、常設の懇談会の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

(1) 廃止

所期の目的を達したのものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したものの

(2) 統合

ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の懇談会と類似しているもの

イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの

6 常設する懇談会の要綱、要領等には、設置の根拠となる法令、国の要綱若しくは通知、条例又は道及び教育委員会の計画に設置期限の設定がある場合は当該設置期限を、それ以外の場合は2年間の見直し期限を設定する。

7 所管課長等は、毎年4月1日現在の常設の懇談会の構成員の選任状況（公募を含む。）、開催状況、予算措置状況等及び会議の公開等の実施状況について、総務政策局総務課担当課長に報告するものとする。

8 所管課長等は、新たに常設の懇談会を設置する場合には、総務政策局総務課担当課長に協議するものとする。

9 所管課長等は、常設の懇談会の廃止、常設の懇談会の構成員の改選を行った場合は、速やかに総務政策局総務課担当課長に報告するものとする。

10 所管課長等は、懇談会について、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課担当課長に協議するものとする。

## 第9 連絡調整会議の開催、運営等

1 連絡調整会議の設置又は開催に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 新たに連絡調整会議の設置又は開催を検討する場合には、類似又は関連する既存の連絡調整会議の活用等の可能性を十分検証の上、必要最小限とする。

(2) 第2第1項第3号（ア）に規定する連絡調整会議は、構成機関の事務執行等の連絡調整を図る場であることから、構成員に対する報償費及び旅費の支出は行わない。

2 連絡調整会議は、次のいずれかに該当する常設が必要なものを除き、要綱や要領等に基づき常設しない。（必要に応じ開催する。）

(1) 法令、国の要綱又は通知により設置の義務付け、助言等があるもの

(2) 条例又は規則で設置するもの

(3) 道又は教育委員会の計画に位置付けられているもの

(4) 毎月の開催が見込まれる等、開催の頻度が高いと認められるもの

(5) 災害への対処その他の理由により、緊急に開催することが必要で、常設することが効率的と認められるもの

3 常設しない連絡調整会議について、開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定めることは差し支えない。

4 連絡調整会議の運営に当たっては、法令等に定めがある場合を除き、次の事項に留意するものとする。

する。

- (1) 合議制の連絡調整会議については、必要に応じて、部会等を設け、審議の実効を図ることにより、効果的かつ効率的な運営に努める。
- (2) 連絡調整会議の円滑な運営に資するよう、構成員への積極的な情報提供に努める。
- (3) 会議の公開又は非公開の取扱いは、所管課において、北海道行政基本条例及び北海道情報公開条例の趣旨を踏まえ、決定する。
- (4) 会議の資料は、原則として会議の開催前に構成員に配付するとともに、開催時に傍聴者及び報道関係者に配付する。
  - ア 会議を公開している場合  
傍聴者及び報道関係者には、構成員に配付する会議資料と同一のものを配付する。
  - イ 会議を一部公開している場合  
傍聴者及び報道関係者には、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の規定により非公開とされる情報が含まれる会議資料を除き、公開できる資料は全て配付する。
- (5) 連絡調整会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に一定の傍聴席を設けるとともに、会議が公正かつ円滑に運営されるよう、傍聴に係る遵守事項等を定めた傍聴要領を作成し、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努める。
- (6) 会議記録は、教育庁文書管理規程運用方針（平成17年3月31日教育長決定）、所管機関文書管理規程運用方針（平成17年3月31日教育長決定）等に基づき、作成する。
- (7) 会議を公開することとした連絡調整会議の開催予定、会議資料及び会議記録については、次の表に基づき、速やかに教育委員会のホームページ等で公表するよう努める。

区分		公表資料	様式	
会議の開催	事前周知	・会議開催予定（注1）	任意	
	会議内容	公開		・会議資料（注2） ・議事概要 ・議事録（作成した場合）
		一部公開 非公開		・会議資料（注2） （一部公開・非公開の理由を含む。） ・議事概要

（注1）日時、開催場所、連絡調整事項、傍聴の可否等を記したもの。

（注2）会議資料には、出席者名簿を含む。

#### 5 連絡調整会議の見直し

所管課長等は、連絡調整会議の設置及び運営に関し不断に見直しを行うとともに、次に定めるところにより整理合理化等を行うものとする。

##### (1) 廃止

所期の目的を達したものや根拠法令の改廃、社会経済情勢の変化等により必要性が低下したものの

##### (2) 統合

ア 設置目的、所掌事務、構成員が他の連絡調整会議と類似しているもの

イ 行政の総合性、効率性の確保の観点から統合が望ましいもの

#### 6 常設する連絡調整会議の要綱、要領等には、設置の根拠となる法令、国の要綱若しくは通知、条例又は道及び教育委員会の計画に設置期限の設定がある場合は当該設置期限を、それ以外の場合は2年間の見直し期限を設定する。

#### 7 所管課長等は、毎年4月1日現在の常設の連絡調整会議の設置及び開催状況等について、総務政策局総務課担当課長に報告するものとする。

- 8 所管課長等は、連絡調整会議について、この基準により難い特別の事情が生じた場合には、あらかじめ総務政策局総務課担当課長に協議するものとする。

#### 第10 その他

- 1 各種行事の実行委員会、各種施策の推進、啓発等を目的とする会議等、教育委員会が他の構成機関と同等の立場で参加する会議で、構成機関間の協定、合意書等に基づき設置又は開催されるものについては、この基準は適用しない。ただし、他の構成機関の合意が得られる場合には、第9第4項及び第5項に準じた運営等に努めるものとする。
- 2 教育委員会が参加する教育委員会以外の者が設置又は開催する会議については、この基準は適用しない。

#### 附 則

- 1 この基準の全部改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この基準の改正前に設置された委員会等又は改正後のこの基準第2第1項第2号に規定する懇談会若しくは同項第3号に規定する連絡調整会議に該当することとなる会議で、現委員の任期がこの基準の施行の日以降のものに係る当該任期の満了日以前の設置及び運営については、なお従前の例によることができる。